

公布された規則のあらまし

建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第 24 号）

- 1 二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、申請書に本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて、これを知事に提出しなければならないこととした。（第 1 条関係）
- 2 二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族は、心身の故障により業務を適正に行うことができない旨の届出をする場合においては、届出書に病名、障害の程度等を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならないこととした。（第 6 条関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、令和元年 12 月 1 日から施行することとした。